

「知って安心公的年金」

1. 年金とは何か。 社会保険である。

社会保険とは、国が運営している保険で、元気なうちに保険料を払っておいて保険事故で働けない状態になれば保険金を給付する制度である。

社会保険の仕組みは、保険医療をたくさん出してそれを保険事故が起きた時に保険の給付を行うことである(保険給付)。

- ・ 保険事故の種類は疾病、怪我、出産、失業、老齢、死亡、障害に分かれている。そのうち年金制度で扱うのは、老齢、障害、死亡である。

老齢 年をとって働けなくなってもらえる給付
障害、死亡 若くして働けなくなってもらえる給付

年金(2ヵ月に1回)と一時金(1回きり)に分かれる

2. 年金の種類

公的年金	国民年金、厚生年金、共済組合	主体は国
企業年金	厚生年金基金、税制的確年金、自社年金	主体は会社
個人年金	加入するか否かは自分で選択する	主体は生命保険会社

国民年金の制度について

- ・ 昭和61年に大改正あり。
- ・ 国民年金加入者の種別

第1号被保険者 自営業、学生、無職の方を対象。

第2号被保険者 経営者及び労働者(給料をもらっている人々)

第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者。

昭和61年からスタート。保険料無料。(61年以前は任意加入)

(質問) 独身の人と配偶者がいる人とでは引かれている保険料の金額は同じか? 同じ

- ・ 公的年金は2階建ての制度である。

第2号被保険者は国民年金を基盤(1階)にして、その上(2階)に厚生年金、共済年金などがのっかっている(第1号被保険者と第3号被保険者は1階のみ)。国民年金が支給されなければ、原則2階部分(共済、厚生年金)は支給されない。

3. 年金を理解する為の3つのポイント

昭和61年に大改正で、厚生年金給付開始年齢を60歳から65歳に引き上げる。但し、いきなりでは反論が出るので、段階的に2年毎に支給を開始する年齢を1歳ずつずらして行くことにする。最初は基礎年金部分(1階部分)だけを65歳まで引き上げ、そのあとは、報酬比例部分(2階部分)を65歳まで引きあげる。

国民年金を第1号~第3号に種類分けする。

1人1年金しか受け取れないとする。

原則として、老齢基礎年金と老齢厚生年金 障害基礎年金と障害厚生年金 遺族基礎年金と遺族厚生年金。例外として、老齢基礎年金と遺族厚生年金の組み合わせがある。

加入期間の要件（支給する権利があるか否か）はすべて国民年金の期間で考える。年金額は保険料を幾らで何月間掛けたかで変動する。高い保険料を払った人ほど年金の金額は高い。

4. 保険料について。

国民年金保険料 月額 13,300 円（平成 16 年現在）但し、今回の本改正で平成 29 年まで毎年 280 円ずつ上げていくことに変更した。例えば来年は 13,580 円、平成 29 年には 16,900 円になる。

厚生年金保険料 標準報酬月額 $\times \times 135.8 \div 1000$

標準報酬月額とは、毎月の給料に変動がある為毎年 4 月～6 月(3 ヶ月)の給料の平均を出してそれを 1 ヶ月の額とすることである。

保険料は会社と本人が 1/2 ずつ支払う。

今年 10 月に 3.54 ポイント上がり、135.8 139.34 に変わる。平成 29 年には 183 までポイントが上がり、本人負担額が約 10%アップすることになる。

5. 年金の支払期日について。

2 ヶ月に一回、偶数月に支払われる。

6. 老齢給付の仕組みについて。

老齢基礎年金と老齢厚生年金がある。

老齢基礎年金

・もらう為の条件 原則としては被保険者期間が 25 年以上。但し、昭和 61 年に 30 歳以上だった人に対する優遇措置あり。この優遇措置は経過的措置なのでだんだんなくなっていき、最終的には 25 年となる。

・もらえる額 40 年で満額。平成 16 年度現在では 794,500 円。金額は物価スライド(物価が変わるとお金の価値も変わるという考え方)により変更する。

付加年金は 1 号被保険者にのみ適用され、自分で申し込みをして毎月 400 円の保険料を納めると、200 円 \times 納付月数が年金額に上乘せされる。

振替加算(加給年金の振替) 228,600 円～15,300 円あり。

・もらえる年齢 原則としては 65 歳以上。但し繰り上げ、繰り下げあり。繰り上げて 60 歳からもらう場合満額の 70%となる。61 歳で 76%となり 6%ずつアップする。逆に繰り下げて 66 歳でもらう場合は 108.4%となり最高 70 歳で 142%もらえる。

老齢厚生年金

・もらえる年齢 原則として 65 歳から。但し経過措置で 60～64 歳の間は特別に支給する **特別支給の老齢厚生年金**

特別支給の老齢厚生年金は報酬比例部分と定額部分に分かれる。

・もらえる条件

特別支給の老齢厚生年金 老齢基礎年金をもらえる状態にあること。
(60～64 歳) 厚生年金に 1 年以上加入していること。
60 歳になっていること。

老齢厚生年金 (65歳～) 老齢基礎年金をもらえる状態にあること。
厚生年金に1ヶ月以上加入していること。
65歳になっていること。

・もらえる金額

定額部分 $1,676 \text{ 円} \times \text{生年月日に応じた率} \times \text{厚生年金の加入期間} \times \text{物価スライド率(今年は0.988)}$

報酬比例部分 平成15年3月以降は賞与込みの平均標準報酬月額を基準に計算する。
加給年金は特別支給の老齢厚生年金の定額部分に対しついてくる。配偶者、子供に支給される。子供は年金をもらう時点で扶養している子供(18歳の年度末まで)がいる場合である。

特別加算は配偶者(850万未満の収入)に支給される。

在職老齢年金について。

給料をもらいながら年金はもらえるが年金の支給額は減る。但し、社会保険に加入していない会社に就職するか、労働時間を週30時間未満にすれば年金はカットされない。

7. 障害、遺族給付について。

保険料の滞納期間が今まで加入できる期間に対して3分の1以内であれば支給される。

8. その他

- ・ 支払った保険料の金額と年金として後から受け取る金額は収支が合うのか？
長生きしないと老齢についてはメリットはない。ただし本人が早く死んだ場合は遺族年金として家族が保障される(掛けた期間が300月以内であれば300月分保険料を納めたものとして計算される)
- ・ 支払っている額はもらえないとわかっているのに払わないといけないのか？
- ・ 最近国民年金を納めない人が増えていると聞くが、それは年金をもらう時個人に反映するのか？
反映する。
- ・ 第2号被保険者から第3号被保険者になり再び働き始めて第2号被保険者になった場合年金はずっと第2号被保険者であった場合と同じ扱いか？
- ・ 自分が将来受け取る年金の計算がなかなかできない。
これまでの標準月額をもって社会保険事務所に行けば金額を計算してくれる。
- ・ 平均標準報酬月額について、給料が急に上がったり下がったりした時は3ヶ月様子を見て変更する。
- ・ 第3号被保険者の届出をしていない場合社会保険事務所に早く届けたほうがよい。
- ・ 60歳になって年金を受け取りたい場合は自分で請求を届ける必要である。年金の支給開始年齢になった時に請求の手続きをしていれば、65歳になれば郵便(はがき)で65歳以降の年金の請求書を送付してくれ、記入後返信すれば手続は完了する。

以上